

浜松市廃棄物処理施設の立地に関する基準

第1 趣旨

この基準は、浜松市廃棄物適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、廃棄物処理施設の立地に関し必要な事項を定める。

第2 立地環境

- 1 次の区域は、計画地から除外すること。ただし、やむを得ず立地する場合には、事前に規制の解除等を受けること。
 - (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する特別地域
 - (2) 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）に規定する特別地域
 - (3) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域
 - (4) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）に規定する自然環境保全地域の特別地区
 - (5) 鳥獣保護及び狩猟に関する法律（大正7年法律第32号）に規定する鳥獣保護区の特別保護地区
 - (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する風致地区
 - (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - (8) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域
 - (9) 砂防法（明治30年法律第29号）に規定する指定土地
 - (10) 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林
 - (11) 海岸法（昭和31年法律第101号）に規定する海岸保全区域
- 2 次に掲げる施設の敷地境界からの距離が原則として100m以上あること。
 - (1) 学校、図書館等の教育文化施設
 - (2) 病院等の医療施設
 - (3) 特別養護老人ホーム等の社会福祉施設

第3 立地場所

次の承諾が得られていること。

- (1) 処理施設設置予定地を使用する権原の取得及び処分する廃棄物の種類、処分方法等の条件その他必要な事項についての土地所有者の承諾
- (2) 処理施設設置予定地までの搬入道路（国道、県道、市道及び法定外公共用道路を除く。）を使用する権原の取得及び廃棄物の搬入に伴う車両の通行についての管理者の承諾
- (3) 放流水（雨水及び従業員等の生活雑排水を除く。）がある場合は、直接放流する河川、水路等の管理者（国又は地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）の承諾

附 則

この基準は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 4 年 1 月 1 日から施行する。